

道 路 除 排 雪 計 画 書

令和 6 年度

北 上 市

目次

I 計画の目的	1
II 計画の概要	1
1 除排雪路線の指定	1
2 除排雪指定路線の区分	1
3 除排雪指定路線延長	2
4 機械の配備	2
5 除雪の出動基準	2
6 排雪の実施基準	3
7 凍結防止剤の散布	3
8 情報発信・収集	5
9 豪雪対策	5
10 消雪施設の管理	6
11 雪置き場の配置	6
III 地域住民参加による道路の雪対策	7
1 地域除排雪制度	7
2 除排雪機械の無料貸出	8
3 排雪作業支援	8
IV 本部の組織体制	9
1 道路除排雪対策本部の設置	9
図 1 道路除排雪対策本部 体制表	10
表 1 除排雪指定条件	1
表 2 除排雪指定路線の区分	1
表 3 除排雪指定路線延長	2
表 4 除排雪機械の配備数	2
表 5 道路除排雪基準一覧	4
表 6 指定雪置き場	6

I 計画の目的

北上市道の除排雪に関する必要な事項を定め、冬期間の市民生活及び産業振興における安全で円滑な交通の確保を図る。

II 計画の概要

1 除排雪路線の指定

北上市道のうち、除排雪しようとする路線を「除排雪指定路線」とし、車道については以下の条件を満たすものとする。

表 1 除排雪指定条件

1	道路幅が 4 m 以上の舗装道路
2	通り抜けが出来る道路
3	利用者が特定されない道路

ただし、市民生活上必要不可欠で、特に重要と認められるもの及び、地域住民グループ支援事業（小地域ネットワーク活動）及びふれあいのまちづくり事業の除雪対象者世帯沿線の市道はこの限りでない。歩道については、バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路のうち、歩行者交通量が多い路線についてあらかじめ市が指定するものとする。

2 除排雪指定路線の区分

除排雪指定路線は、高い交通容量を有する主要幹線道路、国県道を連絡する主要道路、定期バスの運行経路、時間を問わず交通量がある工業団地、地区を結ぶ地区幹線的路線、市民生活に密着した生活道路、と様々な機能を有している。このため、道路機能、特性に見合った除排雪を実施する必要がある。そこで、除排雪指定路線を次のとおり区分する。（別紙 【令和 6 年度北上市道路除排雪指定路線図】）

表 2 除排雪指定路線の区分

路線区分	道路特性
第 1 指定路線	主要幹線市道、国県道を連絡する主要道路、 路線バス運行経路、主要工業団地、流通センター
第 2 指定路線	地区幹線的路線、生活に密着した生活道路
歩 道	バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周 辺道路のうち、歩行者交通量が多い路線についてあら かじめ市が指定するもの

3 除排雪指定路線延長

表 3 除排雪指定路線延長

路線区分	延長 (km)
第 1 指定路線	78
第 2 指定路線	979
歩道	129
合計 (路線延長)	1,186

4 機械の配備

除排雪の実施は、機械の持込みによる「全面委託」、市有機械の貸与による「貸与委託」の体制をとる。

表 4 除排雪機械路線配備予定表

委託区分	車道		歩道		凍結防止剤散布	
全面委託	31 業者	149 台	18 業者	36 台	1 業者	1 台
貸与委託	1 業者	33 台	1 業者	2 台	1 業者	1 台
計	31 業者	182 台	18 業者	38 台	2 業者	2 台

5 除雪の出動基準

除排雪指定路線の除雪は次に該当する場合に実施する。(表 5 道路除排雪基準一覧参照)

(1) 新雪除雪

第 1 指定路線において、降雪量が 5 c m を超え、更に降雪が見込まれるとき (県基準に準拠)。

第 2 指定路線又は歩道において、10 c m を超えると見込まれるとき。

(2) 新雪除雪における完了目標時間

新設除雪の基準に達した時点から 5 時間程度。

深夜のほか、朝方又は日中に基準に達する降雪があった場合、確認後速やかに実施するものとする。

(3) わだち除雪

わだち又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

(4) 吹溜り除雪

強風により路面に吹溜りが発生したとき。

6 排雪の実施基準

除排雪指定路線の排雪は次に該当する場合に実施する。(表 5 道路除排雪基準一覧参照)

- (1) 第 1 指定路線において、路側の堆雪高さが 0.8m を超えたとき、又は、1 車線の幅員が 2.5m を確保出来なくなったとき。また、大型車両の相互通行に支障があるとき。
- (2) 第 2 指定路線において、地区幹線的路線については車両（大型車を除く）の相互通行に支障があるとき。また、生活道路については車両（大型車を除く）の通行に支障があるとき。
- (3) 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。
- (4) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- (5) 救急指定病院周辺において、堆雪により、救急車両の通行に支障があるとき。
- (6) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。

7 凍結防止剤の散布

除排雪指定路線のうち、凍結しやすい箇所に関して、安全な車両通行確保のため、凍結防止剤散布を実施する。

(1) 散布箇所

急坂部、交差点、日陰、北上駅周辺等、凍結しやすい箇所や歩行者の通行が多く見込まれる箇所についてあらかじめ市が指定するものとする。

また、その他の箇所については、地域住民の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。それに伴う凍結防止剤は、地区の要請を受け地区に必要数を支給するものとする。

(2) 散布時間

主に、除雪終了後路面の凍結が確認された、又は路面凍結が予想される場合迅速に散布する。

(3) 散布体制

凍結防止剤散布車による散布を主とし、状況に応じて人力による散布を行う。

表 5 道路除排雪基準一覧

除排雪指定路線の区分	区分	第 1 指定路線(車道)	第 2 指定路線(車道)	歩道
	定義	・主要幹線市道 ・国県道を連絡する主要路線 ・路線バス運行経路 ・主要工業団地 ・流通センター	・地区幹線的路線 ・生活に密着した生活道路	・バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路のうち、歩行者交通量が多い路線についてあらかじめ市が指定するもの
除雪の出動基準	除新雪	・降雪量が <u>5 c m</u> を超え、 <u>更に降雪が見込まれるとき</u> 。(県基準に準拠)	・降雪量が <u>10 c m</u> を超えると見込まれるとき。	・同左
	完了除目雪	・新設除雪の基準に達した時点から 5 時間程度 ・深夜のほか、朝方又は日中に基準に達する降雪があった場合、確認後速やかに実施するものとする。	・同左	・同左
	除わだち雪	・わだち等又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。	・同左	・同左
	除吹溜雪	・強風により路面に吹溜まりが発生したとき。	・同左	・同左
排雪の実施基準		・路側の<u>堆雪高さが 0.8m を超え、1 車線の幅員が 2.5 m を確保出来なくなったとき</u>。 ・大型車両の相互通行に支障があるとき。	・地区幹線的路線については<u>車両（大型車を除く）の相互通行に支障があるとき</u>。 ・生活道路については車両（大型車を除く）の通行に支障があるとき。	・歩行者の通行に支障があり、除雪作業だけでは通行が確保できないとき。
		・交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。 ・学校周辺について堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。 ・救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。 ・路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。		
凍結防止剤散布基準		・気温が 2 度以下となったときに指定路線へ散布。	・気温が 2 度以下になったとき、または、圧雪が見込まれるときに指定路線へ散布。	・同左

8 情報発信・収集

(1) 除雪管理システムの活用

ア 除雪管理システムで、除排雪出動の有無を把握すると共に、市が行う除排雪指示、除排雪業者からの連絡報告を行うことにより、作業の迅速化、状況把握の適正化を図るものとする。

イ 市民に向けて、該当地区又は路線の除雪状況を市ホームページからリンクする専用サイト内の地図で、除雪車の位置をリアルタイムに表示する。

(2) 気象情報収集

適切な除排雪作業を行うため、盛岡地方気象台から気象情報の収集を行うと共に、気象情報システムを利用し、各地区の情報収集を行うものとする。

(3) 路面情報収集

路面状況に応じた除雪を行うため、職員によるパトロールの他、除排雪業者による担当路線のパトロールを行い、その把握に努めるものとする。

(4) 市民情報収集

市民からの情報を適切に収集した上で、積雪等の路面情報として管理し、除排雪指示やパトロールの実施に活用するものとする。

(5) 除排雪業者間の連絡調整

除排雪指定路線において、除排雪業者の作業区域境で除雪の差が出ないよう、連絡調整をする等相互の情報共有を図る。

9 豪雪対策

平常の除排雪作業を進めている中で、降雪が連続し、積雪により道路交通に著しい被害を与えるおそれがあると判断されるときは、直ちに非常体制を敷き、体制の強化を図る。

(1) 豪雪対策本部の設置

大雪警報が発令され、積雪深（北上観測所 50 c m、和賀仙人観測所 80 c m）に達したとき。

(2) 非常体制の執行命令

非常体制の執行命令は除排雪対策本部長が行う。

(3) 非常体制の運用

本部職員は、非常体制の執行命令が発令された時には、非常時の編成表に基づき本部に集合し、非常体制に入るものとする。

(4) 実施概要

ア 除排雪業者を含めたパトロールの強化をし、積雪状況把握に努め警戒態勢を敷く。

イ 直営、除排雪業者に対する豪雪箇所への除雪応援の事前手配を行う。

ウ 除雪作業を全能力的に実施する。

エ 道路状況及び気象変化に対する迅速な対応を行う。

1 0 消雪施設の管理

歩車道、こ線橋等の機能を確保するため、各消融雪施設の保守点検等を行う。

1 1 雪置き場の配置

除排雪作業を円滑に実施するため、次の区分の雪置き場を配置する。

(1) 指定雪置き場

指定雪置き場は次の箇所とし、委託及び直営にて維持管理を行う。

表 6 指定雪置き場

No.	堆積場名	場所	規模	使用区分
1	北上総合運動公園第3駐車場	北上市相去町 高前壇地内	4,000 m ²	一般家庭からのみ
2	広表橋河川敷	広表橋上流左岸側 和賀川河川敷	3,600 m ²	店舗・事業所 一般家庭
3	九年橋河川敷	九年橋上流右岸側 和賀川河川敷	3,000 m ²	店舗・事業所 一般家庭
4	尻平川河川敷	北上市和賀町横川 目地内	2,000 m ²	店舗・事業所 一般家庭

※建設、建築現場からの雪は受入れを行わない。

(2) 身近な雪置き場

民間土地所有者から提供された土地を地域等が雪置場として配置する場合。

III 地域住民参加による道路の雪対策

1 地域除排雪制度

(1) 概要

次の除排雪作業について、地域の自主的な活動として作業を行う場合、あらかじめ市に届出のあった個人又は団体が市長が認めた者（以下「協力者」という）に対し報償費を支弁する。

- ① 市道のうち、除排雪指定路線の対象外（狹隘、未舗装等）の道路の除排雪。
- ② 除排雪指定路線の除雪に伴う、対象者世帯の出入口の置き雪の除去または市道の横断歩道部の置き雪の除去。
- ③ ※対象者世帯が接道する私道の除排雪。

※対象者世帯：地域住民グループ支援事業及びふれあいのまちづくり事業（小地域ネットワーク活動）の除雪活動の対象となった高齢者・障がい者の世帯。

(2) 対象作業

- ① 除排雪指定路線外の市道の除排雪（協議により除排雪指定路線の市道も可とする）。
- ② 対象者世帯が接道する私道の除排雪。
- ③ 除排雪指定路線の除雪に伴う、対象者世帯の出入口の置き雪の除去または市道の横断歩道部の置き雪の除去。

(3) 届出資格

- ① 保有機械で作業ができる団体または個人で、市が指定する条件を満たす対人・対物賠償保険及び人身傷害保険に加入した者
- ② 対象者世帯の私道又は置き雪を人力で作業する団体または個人で、作業を行う者

(4) 稼働謝金

- ① 機械作業：小型除雪機 1,700 円/時間、除雪車両 1,800 円/時間
（上限 1 日 3 時間）
機械管理謝金※：上限 7,000 円/月
- ② 人力作業：1,500 円/箇所・回（上限 1 日 2 箇所・回）
- ③ 置き雪除去：500 円/箇所・回（上限 1 日 2 箇所・回）

※機械管理謝金とは、「対人・対物賠償保険」（相手への補償）及び「人身傷害保険」（加入者への補償）の保険加入額相当として 1 月当たり 7,000 円（作

業期間 4 ヶ月で最大 28,000 円)を上限として支払うものであり、これにより除排雪作業中に発生した事故は協力者の責任で全てを解決するものとする。

(5) 出動基準

- ① 10 c m以上の降雪があったとき。
- ② 車両の通行及び日常生活に支障をきたすと協力者が判断するとき。

(6) 期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 25 日まで。

2 除排雪機械の無料貸出

(1) 小型除雪機

ア 機 種	ロータリー除雪機（除雪幅 70 c m程度、10 馬力程度）
イ 貸出台数	12 台
ウ 貸出対象	地域づくり組織
エ 期間単位	1 シーズン（12 月から翌 3 月）
オ 貸出の決定	道路環境課への事前申込みによる。申込み多数の場合、審査により必要性の高い地区に決定する。

(2) 軽トラック

ア 機 種	排気量 660cc 程度（ダンプアップ式）
イ 貸出台数	1 台
ウ 貸出対象	2 人以上のグループ
エ 期間単位	1 回 3 日以内
オ 貸出の決定	道路環境課への事前申込みによる。 申込み多数の場合、先着順とする。

3 排雪作業支援

(1) 対象作業

地域が自主的な活動として排雪作業を行う場合に、市がこれの補助作業を行う形で、排雪機械並びにダンプトラック（運転手付き）を無償で派遣するもの。

ア 機 種	ダンプトラック、補助用排雪機械（運転手付き）
イ 届出方法	地区代表者による事前連絡（実施希望日の 3 日以上前） ※地区住民への周知等日程調整の上
ウ 期 間	令和 7 年 1 月 6 日(月)～令和 7 年 3 月 25 日(火)まで

IV 本部の組織体制

1 道路除排雪対策本部の設置

除排雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除排雪対策本部を設置する。
なお、除排雪対策本部は都市整備部道路環境課に置く。本部長は都市整備部長とし、組織体制は図 1 道路除排雪対策本部 体制のとおりとする。対策本部の設置は 12 月 1 日から翌年の 3 月 25 日までとする。

(1) 業務分担

現地確認、除排雪業者への指示等を迅速かつ円滑に実施するため以下の業務分担をする。

ア 市民対応班

- ・ 市民からの情報受付
- ・ 現地確認班への情報伝達
- ・ 降雪量情報取りまとめ

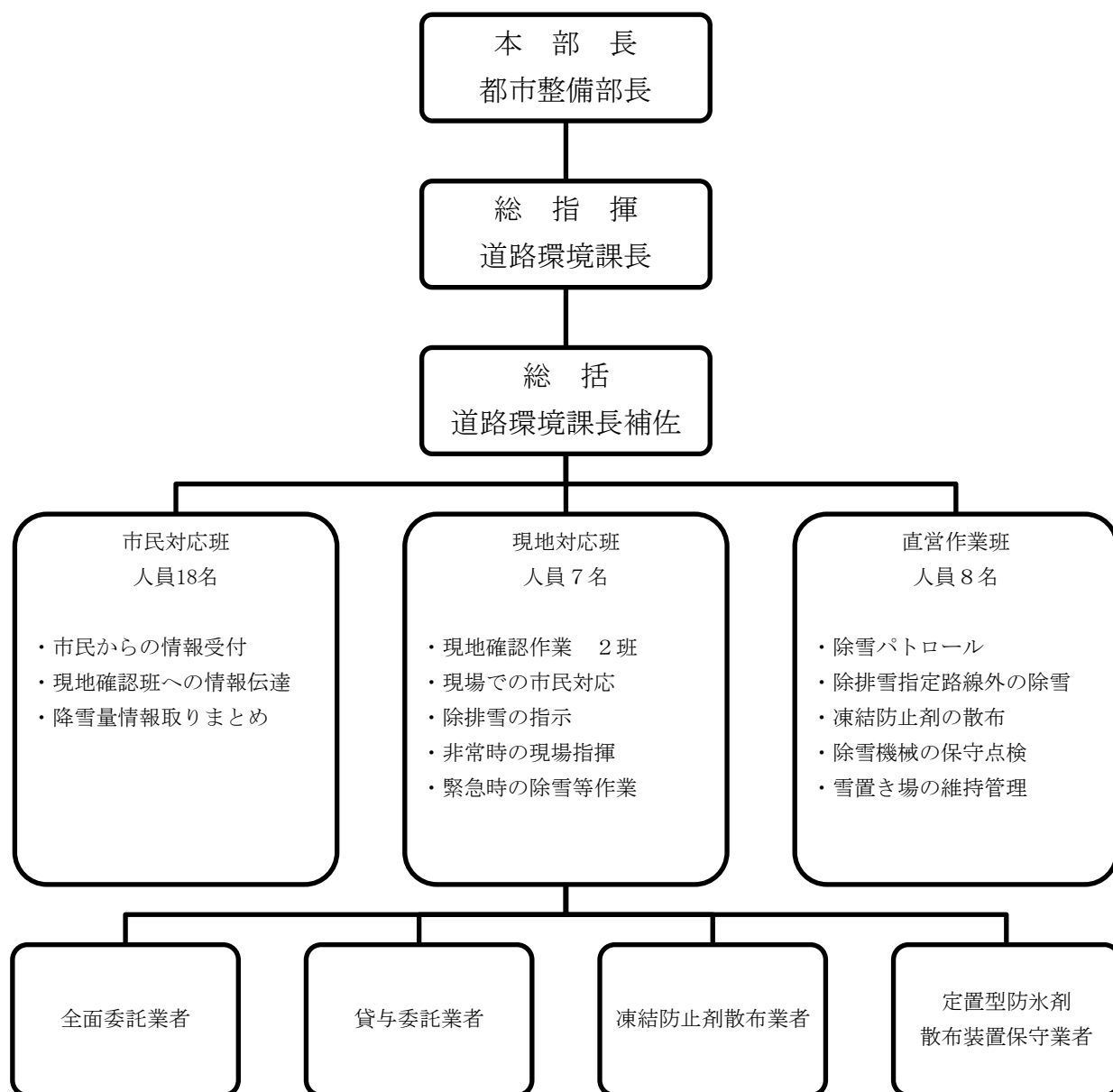
イ 現地対応班

- ・ 現地確認作業 2 班
- ・ 現場での市民対応
- ・ 除排雪の指示
- ・ 非常時の現場指揮
- ・ 緊急時の除雪等作業

ウ 直営作業班

- ・ 除雪パトロール
- ・ 除排雪指定路線外の除雪
- ・ 除排雪指定路線外の排雪
- ・ 凍結防止剤の散布
- ・ 除雪機械の保守点検
- ・ 雪置き場の維持管理

図 1 道路除排雪対策本部 体制



連絡先：都市整備部道路環境課維持係
電話番号：0197-72-8273（直通）
FAX：0197-77-2992

令和6年度北上市道路除排雪指定路線図



令和6年度凍結防止剤散布路線

